

(参考)

< 児童手当法施行令による所得の計算方法 >

$$\boxed{\text{所得額}} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} - 80,000\text{円} - \text{諸控除}(\ast)$$

(給与所得控除額) (社会保険料等相当額)

(源泉徴収票でいう、「給与所得控除後の金額」)

諸控除の種類 (※)	控除額
雑損控除	控除相当額
医療費控除	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
勤労学生控除	270,000円
障害者控除	270,000円×該当者数
特別障害者控除	400,000円×該当者数